

平成20年9月10日
総務局

平成19年度指定管理者（東京都人権プラザ）管理運営状況評価結果について

東京都では、公の施設のサービスの質の向上や安全管理の徹底が図られているかを検証することを目的として、平成19年度における指定管理者の施設管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

総務局においても、指定管理者施設である東京都人権プラザを対象として評価を実施したところ、以下のとおりの結果になりましたので、ご報告します。

1 評価結果

	施設名	所在地	指定管理者名	指定期間	総合評価
1	東京都人権プラザ	台東区橋場 1-1-6	(財)東京都人権啓発センター	5年	良好

※指定期間の始期 平成18年4月1日

2 評価内容

(さらなる取組が期待される点)

- 展示室の見学者、図書資料室の利用者数は前年度を下回っている。今まで以上にプラザ施設のPRや、利用者サービスの向上などに取組んでいくことが望まれる。
- 指定管理者は人権問題の啓発事業について、専門性と実績を有している。今後は、これまでの啓発事業に加えて、新たな事業展開を工夫するなど、より多くの都民に会場してもらい、人権問題への理解を深めてもらうための一層の努力が望まれる。

3 評価委員会名及び委員構成

- ・東京都人権プラザ指定管理者評価委員会
委員構成…学識経験者2名、弁護士1名、職員2名 計5名

4 評価の観点

(1)管理状況

協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか。個人情報保護、報告等は適切に行われているか。施設の安全性は確保されているか。適切な財務運営・財産管理が行われているか。

(2)事業効果

事業計画どおりの利用状況になっているか。事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか。

<問い合わせ先>

総務局人権部人権施策推進課

電話 5388-2586 (直通)、25-820 (内線)